具体的な施策

① 国産の加工用原料果実の確保

- 徹底した生産合理化により加工専用果実を生産する法人経営体、加工原材料を必要とする食品企業等の参入等により、契約生産など価格を決めて量をある程度加工に回すことができるような生産を進める。
- 果実の生産現場から、まとまった量の集出荷や一次加工、果実を加工利用する食品企業や販売店といったサプライチェーンの実態を把握し、加工用原料果実を入手しやすくする環境の整備を検討する。

② 多様なニーズに対応した果実の加工

- 果実や未熟果の機能性成分に着目した加工や、日本ワイン、シードルなど地域の原料を使用した特色ある醸造加工など、果実の機能性や地域の特色により差別化が図れるような新たな商品開発を推進する。
- 従来の果汁や缶詰、ジャム等に加え、ストレートジュース、スムージー、カットフルーツ、冷凍フルーツ、ドライフルーツ、非加糖のジャムなどの原料の素材をそのまま活かした加工品や、環境負荷低減などストーリー性のある商品といった多様なニーズに対応するため、生産者と実需者等の連携による用途に応じた加工の取組や、新たな果実加工品生産技術の開発・導入を推進する。

第６　その他必要な事項

⑴ 東日本大震災からの復興

東日本大震災からの復旧・復興に向け、食品の安全確保の取組や、避難指示区域等における高収益品目の育成による経営再開支援、国内外の風評被害の払拭を引き続き推進する。

⑵ 近年頻発する大規模自然災害による被害からの復旧・復興

令和６年能登半島地震・豪雨災害、令和７年雪害など、近年頻発する大規模自然災害からの早期の営農再開を支援するとともに、改良復旧や再編復旧と合わせた省力樹形等の導入など、新たな取組による営農再開を支援する。

⑶ 自然災害への備え

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中で、被害を最小化するためには、過去の災害の教訓を踏まえた、事前防災を推進する。

- 果樹農業者等が自らの災害時のリスクや情報を認識し、必要な対策を適切に講ずることが重要であり、このため、平時の備えとして、ハザードマップの周知や気象別の予防減災情報の発信に努める。
- 最近の災害における果樹農業経営への影響や農業保険の利点を発信し、農業保険の普及促進を図る。
- 地方公共団体や農業関係団体等と連携し、果樹農業経営の災害への備えの意識を高める。それと併せて、事業継続計画（農業版ＢＣＰ）の策定による具体的な効果を示しつつ、計画に対する関心を高め、策定を促す。
- 大雨等による影響が懸念される際には、ＳＮＳ等を活用した注意喚起、果樹農業の被害防止に向けた技術的な対策情報を発信する。
- 生産減少の大きな要因となる温暖化の影響等に対して、資機材による対策や品種構成の見直し等の検討を進める。加えて、高温適応性を有する品種の開発・導入等を推進する。また、気象庁が発表する気象情報や、被害防止に向けた技術指導通知、果樹農業現場における高温障害等の影響やその適応策等の情報発信に引き続き取り組む。

花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針の公表について

花きの振興に関する法律（平成26年法律第102号）第３条第４項の規定に基づき、花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針を変更したので、同条第６項の規定に基づき、公表する。

令和７年４月30日　　農林水産大臣　江藤　　拓

花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針

この基本方針は、花きの振興に関する法律（平成26年法律第102号。以下「法」という。）第３条第１項の規定に基づき、花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項、花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項、花き産業の振興のための施策に関する事項、花きの文化の振興のための施策に関する事項並びに花きの需要の増進のための施策に関する事項を定めるものである。

なお、この基本方針における用語のうち、法において定義が定められているものについては、その例によるものとするが、花きには、例えば、切り葉、切り枝、観葉植物、盆栽等も含まれる。

第１　花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

我が国における花きの産出額は長らく漸減傾向にあり、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下で一段と減少したが、その後、需要の変化等により増加に転じ、令和４年では3,684億円と農業産出額の４％を占めている。生産現場では新規就農や若い生産者の活躍も目立つなど、花き産業は農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているところである。また、我が国の花きの生産技術は高い水準にあり、多様で高品質な国産花きは、これまで国際園芸博覧会における大賞受賞を始め、多くの賞を受賞するなど国際的な評価も高く、アジアやヨーロッパ諸国、米国向けを中心に花きの輸出は増加傾向にある。

さらに、我が国においては、いけばな、盆栽や季節行事と結びついた花き利用など、世界に誇る花きに関する豊かな伝統と文化が国民の生活に深く浸透しており、花きに関する伝統を承継し、花きの文化を振興することは、国民の心豊かな生活の実現に資することとなる。

他方、安価な切り花の輸入の増加、燃料価格の上昇、物流問題、さらには近年の高温などの異常気象や多発する災害といった諸問題に対応する観点から、我が国の花き産業の生産力や国際競争力の強化が緊要な課題となっている。

また、近年の国内市場における花き消費は、新型コロナウイルス感染症拡大以降の行動変容により、ホームユース需要の増加等がみられ、この需要の変化を的確に捉え対応を進める必要がある。

くわえて、令和９年に神奈川県横浜市で開催される国際園芸博覧会は、我が国の花き及び花きの文化を国内外に発信し、国内外の需要を飛躍的に拡大できる機会であり、この成果を今後の花き産業の発展に最大限に生かすことが重要である。

花き産業及び花きの文化の振興に当たっては、このような状況を踏まえ、花き産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的として、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら、花き産業の振興、文化の振興、需要の増進のための取組等の措置を講ずることとする。また、上記の達成に向け、需要に基づく国産花きの生産供給について検討する育種・生産・流通・販売・消費に関わる花き産業横断的な枠組みの構築を図ることとする。

第２　花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項

１　花き需要の長期見通し

花きの需要の長期見通しについては、近年の需要の動向に鑑み、また、法に基づき講じられる花きの需要の増進のための施策の効果が発揮されることを前提とすれば、需要額は令和12年に4,600億円になることが見込まれる。